第四条　ユニバーサル・サービス

1　各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。

2　ユニバーサル・サービスを規律する締約国の措置は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第五条　免許の手続

1　電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後不当に遅滞することなく申請者に通知する。免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第六条　規制当局

1　各締約国の電気通信サービスの規制当局は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる基本電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。

2　各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場のすべての参加者について公平であることを確保する。

3　一方の締約国は、当該一方の締約国の規制当局の決定によって影響を受ける他方の締約国のサービス提供者が当該一方の締約国の法令に従って裁判所に対して異議を申し立てることができることを確保する。

第七条　希少な資源

各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続が、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施されることを確保する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

第八条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

第九条　消費者及びデータの保護

1　各締約国は、電気通信サービスの利用に対して信頼を持つことができる環境を創出する必要性を認識して、自国の法令に従って次のことを行う。

(a)　自国の区域内における電気通信サービスの提供者が、個人の記録及び勘定を含む個人データを保護するための適切な措置をとることを確保すること。

(b)　宣伝を目的として、多数の受信者に対してその同意なしに送信される電子メッセージ（電子メールを含む。）を防止するために適切かつ必要な措置をとること。

2　両締約国は、電気通信サービスの利用に対する信頼を改善する発意を促進するため、二国間及び多国間の場において協力することができる。

第十条　情報の交換

両締約国は、電気通信サービスに関連する情報（立法手続、近年の進展、規制の枠組み及び国際的な場における両締約国のそれぞれの活動に関する情報を含む。）を交換することができる。

附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第六十五条に規定する日本国及びスイスの特定の約束である。

付録一　日本国の特定の約束

日本国は、この付録の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるスイスの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するスイスの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(iii)　公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この付録の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国の区域内における事業に投資しているものに代わってその事業の経営を行う活動

(c)　日本国の区域内における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理